

答 申

1 審査会の結論

佐賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定及び非開示決定において開示しないこととした部分のうち、次に掲げる部分は非開示が妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

- 平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の捜査費現金出納簿のうち、「月日」欄及び「摘要」欄（月計及び累計について説明するもの及び月計額を確認する印影を除く。）、「収入金額」欄（月計額及び累計額を除く。）、「支払金額」欄（月計額及び累計額を除く。）及び「差引残高」欄（月計額及び累計額の差引残高を除く。）
- 平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の捜査費支出何のうち、個別の事件名や捜査費を必要とする理由等が記載される「支出事由」欄、捜査費の交付を受ける担当捜査員の官職・氏名の各欄、交付する金額の欄、「交付年月日」欄、支出何の年月日、金額（当該支出何において支出予定の額として冒頭表記されたもの）、捜査員の官職・氏名（当該支出何において支出予定の金額の渡し先として冒頭表記されたもの）
- 平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の支払精算書（添付書類を含む。）のうち、個別の捜査費の支払事由、支払年月日及び支払金額の各欄並びに支払精算の年月日、捜査員の官職・氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、返納・不足の別、返納・支出の別、返納

額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印、領収書を徴することができなかつた理由の確認欄、添付書類の全て

- 平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の捜査費交付書兼支払精算書のうち、捜査諸雑費の交付を受ける捜査員の官職・氏名の各欄、交付年月日、交付額、捜査諸雑費の捜査員ごとの支払額、返納額、確認印の各欄、精算年月日、中間交付者である捜査員の官職・氏名及び印影、概算で中間交付者が受領した年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額
- 平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の支払伝票（添付書類を含む。）

2 審査請求に至る経過

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第4号）による改正前の佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して「平成14年度4月～9月までに支出した捜査第一課の捜査費（国費）の支払状況がわかる文書、現金出納簿及び領収証書等一切の資料」（以下「本件開示請求①」という。）及び「平成14年度4月～9月までに支出した捜査第一課の捜査報償費（県費）の支払状況のわかる文書、現金出納簿及び領収証等一切の資料」（以下「本件開示請求②」という。）についての開示請求を平成15年10月14日に行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求①に対応する公文書として、

- 「平成14年度平成14年4月から平成14年度平成1

4年9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費現金出納簿」（以下「本件公文書①」という。）

○「平成14年度平成14年4月から平成14年度平成14年9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費証拠書類のうち各月分の表紙及び捜査費総括表」（以下「本件公文書②」という。）

○「平成14年度平成14年4月から平成14年度平成14年9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書(添付書類を含む。)、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票(添付書類を含む。）」(以下「本件公文書③」という。)

を、

本件開示請求②に対応する公文書として、

○「平成14年度平成14年4月から平成14年度平成14年9月までの警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費現金出納簿（以下「本件公文書④」という。）

○「平成14年度平成14年4月から平成14年度平成14年9月までの警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費証拠書類のうち各月分の表紙及び県費捜査費総括表」（以下「本件公文書⑤」という。）

○「平成14年度平成14年4月から平成14年度平成14年9月までの警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書(添付書類を含む。)、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票(添付書類を含む。)&返納通知書兼領収証書」（以下「本件公文書⑥」という。）

を特定し、本件公文書①及び本件公文書②の一部を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分①」という。）、本件公文書③を非開示とする公文書非開示決定（以下「本件処分②」という。）、本件公文書④及び本件公文書⑤の一部を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分③」と

いう。)、本件公文書⑥を非開示とする公文書非開示決定(以下「本件処分④」という。)を平成15年10月28日に行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分①、本件処分②、本件処分③及び本件処分④を不服として行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、平成15年12月25日に佐賀県公安委員会に対して審査請求を行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由及び趣旨

(1) 本件処分①のうちの本件公文書①及び本件処分③のうちの 本件公文書④の部分開示について

本件公文書①及び本件公文書④のうち非開示とした部分は、金額欄(月ごとの月分受入金額、個別の支払金額、残額及び月ごとの各金額の累計)、月日欄(入出金された月日(4月分の受入月日を除く。))、摘要欄(具体的事件名、担当捜査員の階級、氏名等)である。これらの欄に記載された情報は、捜査等の活動に密接に関連し、当該所属における、当該月の捜査活動等の実態そのものを反映し、数値的に表しているものであり、各欄に記載されている特定の事件名、捜査員の氏名、捜査費を執行した時期及び個々の捜査に係る個別の執行額は、個別の犯罪捜査に直接関わる情報であり、月ごとの捜査執行件数は、捜査活動等の活発さを相対的に表す情報である。

このため、これらに記載の情報を公にすると、当該所属の個別執行情報や金額・件数の変動状況と発生した犯罪の内容や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報とを比較・分析することが可能となる。このため、当該所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともにその進展状況等の

動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがある。

また、犯罪捜査等は警察本部単独で行うことは少なく、警察署と一体となつて行うことが通常である。そのため、事件発生地 of 警察署の情報と照らし合わせることにより、どの事件をどこの所属で捜査しているかを推測されるおそれがある。

よつて、これらが公になると、捜査活動等の状況が推察される可能性が格段に高まり、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第8号に該当し、非開示とした。

なお、摘要欄に記載されている捜査費を交付した捜査員である警察職員のうち警部補以下の階級にある警察職員の氏名については、条例第6条第2号ニに規定する規則（佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第14号））第2条に定める公務員の氏名であり開示の対象としないこととされていることから、当該規定にも該当する。

（2）本件処分①のうちの本件公文書②及び本件処分③のうちの 本件公文書⑤の部分開示について

本件公文書②及び本件公文書⑤のうち非開示とした部分は、月ごとの繰越額、受入額、支払額、残額等の総額が記載されている欄及び返納又は追給が生じた場合にそれらの総額が記載されている欄である。

捜査費の取扱いは、捜査費を必要とする所属長が、捜査の進展状況や今後予想される事案等を勘案して現金の前渡し交付を受けるものであり、更に所属長から個々の捜査員に現金を交付し、個々の捜査員が捜査活動の過程で個別に執行しているものである。

従つて、これらに記載された情報は、捜査等の活動に密接に関連しているため、当該所属における当該月の捜査活動等

の実態そのものを数値的に反映したものである。

このため、これらの欄に記載された情報を公にすると、当該所属の捜査費月額（受入額、支払額、残額等）が判明し、その変動状況と発生した犯罪の内容や、犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報とを比較・分析することが可能となる。このため当該所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがあることから条例第6条第8号に該当し、非開示とした。

**(3) 本件処分②のうちの本件公文書③及び本件処分④のうちの
本件公文書⑥の非開示について**

本件公文書③及び本件公文書⑥については、それぞれ個別の捜査活動に関する情報が記載されている。

これらの情報は、捜査活動等の状況を個々の執行ごとに費用面から具体的に表しているため、それ自体が捜査等に関する情報である。更にこれを事件ごとに一連のものとして精査した場合、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査等情報を反映する情報でもあることから、捜査状況の分析が可能となる。

本件公文書③及び本件公文書⑥には、捜査協力者等、特定個人の住所、氏名や被害者・被疑者を特定できる情報が記載されており、これらの情報を公にすると個人が特定又は推察され、関係者のプライバシーが侵害されたり、捜査協力者等が警察に敵対する者の標的となり何らかの圧力・妨害や危害を加えられることが予想される。

警察に対する情報提供等の捜査協力は危険を伴うものであることから、捜査協力者等においては、自らに関する情報が完全に秘匿されるものであるとの期待と信頼を大前提と

して捜査協力等に及ぶものである。これは、ひとたび被疑者等の事件関係者に警察への協力事実が発覚した場合、捜査協力者等本人のみならず、その家族等の生命、身体等にまで危害が及ぶことをおそれているためである。このように、捜査協力者等の立場からみると、捜査協力者等の氏名等が推し量られる事項の完全秘匿が協力の絶対条件の一つであり、かつ、たとえ協力者の氏名を伏せたとしても、組織内部あるいは身近に警察の協力者がいると察知されるだけで、犯罪集団等が内部の捜査協力者等の割り出しを行うことは否定できない。更には、偽りの情報を流して捜査を攪乱するなどの行動が可能となるなど、捜査協力者等が存在すること自体知れることは、今後の捜査のみならず捜査協力者等自身に不安を生じさせ、結果的には接触や協力そのものを拒むなどし、あるいは以後警察に協力しようとする者までにも萎縮効果を及ぼすおそれがあり、ひいては捜査に重大な支障が生ずることになる。

また、本件公文書③及び本件公文書⑥には、非開示決定の時点で現に捜査継続中の事件の情報が含まれている。このためこれらの情報を公にすれば、当該事件の捜査に係る種々の情報の判明につながり、報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報とを比較・分析することにより捜査の動向を推察し、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るおそれがあるといわざるを得ず、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

更に、現に捜査中の事件に関するものでなくても、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報を反映する情報であることから、一連のものを分析すると、どのような事件に対してどのような捜査方針をとるのかなどといった分析が可能となる。

このような情報に基づく捜査手法等の分析がどの程度可能であるかはケースバイケースであるが、たとえば捜査が終了

している事件であっても、当該事件について新聞、雑誌等から得られる情報のほか、事件関係者等から得られる情報等と併せて比較・分析することにより、その捜査手法等が推察される可能性が格段に高くなる。このため、犯行形態が社会の変化や事件検挙に伴いますます巧妙かつ潜在化する傾向にある中、事件を企図する者がこれに対抗して直ちに新たな犯行手段により犯罪を敢行し、捜査に多大の支障を及ぼし、治安の悪化を招くおそれが出てくる。

開示決定に当たっては、対象文書に記載された情報を全て非開示とするのではなく、例えば決裁欄や支払日に係る情報等を部分的に開示すべきとの主張がある。しかし被疑者等の事件関係者や捜査手法等の分析を意図する者は、調査活動等によって当該事件に関する独自の情報を有している可能性がある。それがどの程度の情報であるかが分からない以上、当該情報との比較や開示された情報の分析により、被疑者等の事件関係者による逃走、証拠隠滅のおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講じられるおそれが絶対に生じないとまでは断定できない。

さらに、これらの情報が公にされれば、文書の枚数から個別の執行件数を推認することができ、月ごとの枚数や執行件数の変動状況と事件発生や事件の伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報と比較・分析することにより、捜査の進展状況等を推察して、被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれや、犯罪を企図する者が捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがあることは否定できない。

以上の理由により、条例第6条第8号により、非開示とした。

なお、本件公文書③及び本件公文書⑥に記載されている捜査協力者等の住所及び氏名については、特定の個人を識別することができる情報であり条例第6条第2号本文にも該当

し、また警部補以下の警察職員の氏名については、前記3の(1)において述べたとおり条例第6条第2号ニに規定する規則第2条に定める公務員の氏名であり開示の対象としないこととされていることから、当該規定にも該当し、非開示とした。

4 審査請求の理由及び趣旨

審査請求人は、以下の理由から実施機関が行った本件処分①から④までが違法かつ不当であるため、これらの決定を取消し全面開示を求めている。

(1) 本件公文書①及び本件公文書④のうち、金額情報、月日欄及び摘要欄に記載の情報について、実施機関は、条例第6条第8号の規定により、捜査の動向が推察され、被疑者等の事件関係者において、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあり、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれが認められるものとして非開示としているが、拡大した解釈に基づく誤った判断である。「おそれがある」という抽象的な理由だけでは足りず、「おそれがある」と認めることに相当な理由がある場合、すなわち「おそれ」があることの客観的・具体的理由が相当程度存在するものでなければならず、摘要欄の内容も一切明らかになっておらず、個々の金額情報だけで犯罪捜査の内容が確認されることはあり得ないので、将来の捜査に支障があるとの主張に立脚した実施機関の部分開示は極めて不当である。

また、公務中の公務員氏名について、条例第6条第2号ニの規定により非開示としているが、どこに公務員氏名の情報が掲載されているのか全く判別できない状況にあり、当該規定の濫用は違法といわざるを得ない。それとともに、公務として公金の執行に携わった公務員の氏名について当該規定により非開示とすることは認めがたい。

(2) 本件公文書②及び本件公文書⑤の部分開示を条例第

6条第8号の規定により、開示すると金額の変動状況と他の情報の比較・分析によって捜査の動向が推察され、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障があるおそれが認められるとしているが、拡大した解釈に基づく誤った判断である。おそれがあるという抽象的な理由だけでは足りず、「おそれがある」と認めることに相当な理由がある場合、すなわち「おそれ」があることの客観的・具体的理由が相当程度存在するのでなければならず、更には月ごとの繰越額、受入額、支払額、残額等の総額が明らかになるだけで犯罪捜査の内容が確認されることはあり得ないので、将来の捜査に支障があるとの主張に立脚した実施機関の部分開示は極めて不当である。

(3) 本件公文書③及び本件公文書⑥を条例第6条第2号本文及び同号ただし書ニ及び同条第8号により全面非開示とした本件処分②及び本件処分④については、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるという抽象的理由だけでは足りず、「おそれがある」と認めることに相当な理由がある場合、すなわち「おそれ」があることの客観的・具体的理由が相当程度存在するのでなければならず、まして本件公文書③及び本件公文書⑥の一部の情報も開示されないのでは、開示請求者が非開示の適否の判断を下すことからして完全に不可能となり極めて不当である。

5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案についてインカメラ審査を行った結果、次のように判断する。

(1) 公文書の内容について

本件公文書①は、平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費現金出納簿である。

本件公文書②は、平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費証拠書類のうち各月分の

表紙及び捜査費総括表である。

本件公文書③は、平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書(添付書類を含む。)、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票(添付書類を含む。)である。

本件公文書④は、平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費現金出納簿である。

本件公文書⑤は、平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費証拠書類のうち各月分の表紙及び県費捜査費総括表である。

本件公文書⑥は、平成14年4月から9月までの警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書(添付書類を含む。)、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票(添付書類を含む。)及び返納通知書兼領収証書である。

(2) 警察本部における捜査費の事務の流れについて

捜査費は、犯罪捜査等に従事する警察職員の捜査活動のために必要な諸経費や犯罪捜査等に関する情報提供者及び捜査協力者等に対する諸経費である。捜査費は、国庫が支弁する「国費捜査費」と県が支弁する「県費捜査費」いわゆる「捜査報償費」とに区分される。このうち「国費捜査費」は、警察法(昭和29年法律第162号)第37条第1項の規定を受けて、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条に国費で執行できる犯罪等が定められており、主として薬物事件や数県にまたがる重要な事件等の犯罪捜査等に執行できる経費として、国から交付されるものであり、「県費捜査費」は「国費捜査費」で執行できるもの以外の犯罪捜査等に執行できる経費である。

実施機関の説明によると捜査費の事務の流れは、概ね次のとおりである。

(国費捜査費の場合)

- ① 取扱者（課長）は、翌月分の捜査費について、捜査中の事件、今後見込まれる事案等を勘案した所要額を取扱責任者（警察本部長）に対し交付申請をする。
- ② 取扱責任者は、各取扱者からの交付申請額の内容を精査の上各取扱者への交付額を決定し、各取扱者への交付額の総額を官署支出官（警察本部長）に支払請求をする。
- ③ 官署支出官は、支払請求を受け、支払手続を行う。
- ④ 支払手続の完了後、取扱責任者は、日本銀行佐賀事務所から現金で捜査費を受領する。
- ⑤ 取扱責任者は、各取扱者に現金で捜査費を交付する。交付を受けた取扱者は、現金を取扱補助者である次席等に保管させ、現金出納簿に記帳させる。
- ⑥ 各取扱者は、月末に残高が生じたときは、翌月に繰り越して執行し、年度末の残高については、取扱責任者へ返納書に残高を添えて返納する。
- ⑦ 取扱責任者は、各取扱者からの返納金（年度末残金）をとりまとめ、官署支出官に対し、返納に係る事務手続きを行う。
- ⑧ 取扱責任者は、手続き完了後、日本銀行佐賀事務所で、返納金を国庫へ返納する。

（県費捜査費の場合）

- ① 取扱者（課長）は、翌月分の捜査費について、捜査中の事件、今後見込まれる事案等を勘案して、資金前渡職員（課長）に対して所要額を申請する。
- ② 資金前渡職員は、未確定資金前渡請求書を作成し、収支等命令者（会計課長）へ提出する。収支等命令者は、未確定資金前渡請求書から支出命令書を作成し、出納長へ送付する。
- ③ 出納長は、内容を審査し、支払決定の手続きを経て、資金前渡職員の口座へ振込みの手続きを行う。
- ④ 資金前渡職員は、指定金融機関の普通預金口座から現金

を引き出し、捜査費の取扱者として、現金を取扱補助者（次席等）に保管させ現金出納簿に記帳させる。

- ⑤ 資金前渡職員は、概ね当該月の末日に資金前渡精算書を作成し、収支等命令者に提出する。
- ⑥ 収支等命令者は、資金前渡精算書の内容を審査し、返納金が生じた場合は、精算・返納命令書を作成し、出納長へ送付する。
- ⑦ 精算・返納命令書の出納長決裁後、収支等命令者は返納命令書を資金前渡職員へ送付する。
- ⑧ 資金前渡職員は、返納通知書に基づき、金融機関の窓口において、指定金融機関に設けられた県の口座に返納金を納付する。

次に、捜査費はその執行形態により一般捜査費と捜査諸雑費に区分される。

（一般捜査費の場合）

- ① 取扱者（課長）は事件担当補佐から事件の内容や捜査の進展状況、情報の価値、協力の度合い等を聴取し、取扱補助者（次席等）に概算交付額を指示する。取扱補助者は「捜査費支出伺」を作成し、取扱者の決裁後、取扱補助者が捜査員へ現金を交付する。
- ② 捜査員は、例えば、情報提供等に対する謝礼として協力者等に現金を交付し、協力者等から領収書を受領する。
- ③ 捜査員は、現金の支給後速やかに「支払精算書」を作成し、支払いを証明する「領収書」を添付し、取扱補助者経由で取扱者に提出する。
- ④ 取扱者は、捜査員から提出された「支払精算書」の内容を精査し、その結果、過不足が生じた場合には、追給・返納の手続きを行い、手続き完了後、取扱補助者に追給・返納額を現金出納簿に記帳させる。

(捜査諸雑費の場合)

- ① 毎月の初めに、取扱者は、中間交付者（課長補佐等）から捜査活動の過程で必要な諸雑費の必要額を聴取し、中間交付者への交付額を概算で決定する。取扱補助者は、当該概算額に基づき「捜査費支出伺」を作成し、取扱者の決裁後、中間交付者へ現金を交付する。
- ② 中間交付者は、「捜査費交付書兼支払精算書」により捜査費交付書を作成し、部下の捜査員へ諸雑費を概算で交付する。
- ③ 捜査員は、捜査活動の必要により諸雑費を執行する。
- ④ 捜査協力者等に謝礼として物品を交付する場合には、物品購入店等で物品を現金で購入して「領収書」を受け取り、捜査協力者等に物品を交付する。
- ⑤ 捜査協力者等に直接現金を交付する場合や飲食代等の接触費、駐車料金等の場合には、現金支払い後、「領収書」を受け取る。
- ⑥ 捜査員は、諸雑費を支払った都度、速やかに「支払伝票」を作成し、「領収書」を添えて、中間交付者へ提出する。中間交付者は、月末に捜査員から提出された「支払伝票」を取りまとめ、捜査員に概算で交付していた諸雑費に残金があれば返納させ、「捜査費交付書兼支払精算書」により支払精算書を作成する。
- ⑦ 中間交付者は、「捜査費交付書兼支払精算書」に「支払伝票」と返納金を添えて取扱補助者を経由し取扱者へ提出する。
- ⑧ 取扱者は、中間交付者から提出された「捜査費交付書兼支払精算書」と「支払伝票」の内容を精査し、決裁後、取扱補助者に返納金額を現金出納簿に記帳させる。

(3) 条例第6条第8号該当性について

条例第6条第8号には、「開示することにより、犯罪の予

防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、開示をしないと規定している。「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」との規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するとの趣旨である。

そこで、本件公文書において実施機関が本号により非開示としている情報について同号に該当するかについて検討する。

① 現金出納簿（本件公文書①及び本件公文書④）

現金出納簿には、「月日」欄に収入及び支払の月日が、「摘要」欄に具体的な事件名、捜査員の階級・氏名等が、「収入金額」欄に受入金額及びその月計額・累計額が、「支払金額」欄に個別の支払額及びその月計額・累計額が、「差引残高」欄に入出金前後の差引残高及び月計額・累計額の差引残高が記載されている。

このうち、「月日」欄の日付、「摘要」欄の具体的な事件名、捜査員の階級・氏名等、「収入金額」欄の個別の受入金額等、「支払金額」欄の支払額及び「差引残高」欄の入出金前後の差引残高が明らかとなった場合には、犯罪者の中には、警部や警部補クラスの名前や顔は取調べや捜査等の過程で知る機会があることから、新聞報道等で承知している事件内容等と警部、警部補等の名前を目にすることによって、当該捜査員が担当している捜査の概要を知り、当該捜査状況やその濃淡、進展状況を推測する可能性があるものと認められる。

よって、犯罪捜査に支障を及ぼすという実施機関の一次的な判断には合理性がある。

しかし、「収入金額」欄の月計額・累計額、「支払金額」欄の月計額・累計額及び「差引残高」欄の月計額・累計額の差引残高は、捜査第一課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、実施機関が主張するようにこれらの開示をもって捜査の進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じ、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。よって実施機関の判断は合理性があるとは認められず、開示すべきである。

② 捜査費総括表（本件公文書②及び本件公文書⑤）

捜査費総括表には、前月からの繰越額、月ごとの受入額、支払額及び残額、月ごとに返納又は追給が生じた場合のその金額が記載されている。

これらの情報については、捜査第一課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、実施機関が主張するようにその開示をもって捜査の進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じ、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。よって実施機関の判断は合理性があるものとは認められず、開示すべきである。

③ 捜査費支出伺（本件公文書③及び⑥）

捜査費支出伺には、個別の「支出事由」、捜査費の交付を受ける担当捜査員の官職・氏名、交付する金額、交付年月日が記載されているほか、支出伺の年月日、金額（交付内訳の合計額）、所属名が記載されている。また、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の押印がなされている。

このうち、個別の「支出事由」欄には、個別の事件名や捜査費を必要とする理由等が記載されている。また、捜査費の交付を受ける担当捜査員の官職・氏名、交付する金額、交付

年月日、金額(交付内訳の合計額)、支出伺の年月日、金額(当該支出伺において支出予定の額として冒頭表記されたもの)、捜査員の官職・氏名(当該支出伺において支出予定の金額の渡し先として冒頭表記されたもの)については、いずれも個別の捜査活動に関する情報であり、その内容から、捜査の時期、協力者と接触した月日、捜査体制、捜査の進展状況等の動向を推測される可能性がある。そして、これらがいったん推察されれば、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じることが想定されるものである。よって、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の一次的な判断には合理性がある。

しかし、「所属」欄には、捜査第一課の名称が記載されているが、これは本件開示請求が捜査第一課を特定して行われていることから当然のことであって、これを開示すると犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は合理性を持つものと認められない。よって開示すべきである。

また、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の印影については、警部以上であり、かつ捜査員でない捜査第一課の課長及び次席の印影であることから、これらを開示すると犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。よって実施機関の判断は合理性があるとは認められず、開示すべきである。

④ 支払精算書(本件公文書③及び本件公文書⑥)

支払精算書には、具体的な捜査費の「支払事由」、支払年月日、支払金額が記載されているほか、支払精算の年月日、支払精算の宛名、捜査員の官職・氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額(内訳の合計額)、差引過不足額、返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印が記載押印されている。また、領収書を徴することができなかつた理由が「支払事由」欄に記載されたとおりであることを確認する記名押印、取扱

者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の押印がなされている。

このうち、捜査費の「支払事由」の欄には、具体的な事件名や情報提供者が記載されている。また、捜査費の支払年月日、支払金額及びその合計額、支払精算の年月日、捜査員の官職・氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印を開示すると、捜査の進展状況等の動向が推察されることから、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じる可能性を否定できない。よって、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の一次的な判断には合理性がある。

また、領収書を徴することができなかった理由が「支払事由」欄に記載されたとおりにあることを確認する記名押印欄には、領収書を徴することができなかった場合には、捜査員でない捜査第一課長の印が押印されるが、この情報自体が、情報提供者が存在すること、更には情報提供者の特定につながる可能性のある情報であると認められる。たとえ捜査協力者の名前そのものが明らかになっても、組織内部あるいは身近に警察への協力者がいると察知されるだけで、犯罪集団が内部の捜査協力者の割り出しを行う可能性は否定できない。割り出しが仮に確信をもって捜査協力者を特定するに至らなかったとしても、捜査協力者自身に不安を生じせしめた場合には、当該事件のみならず、以後の他の案件の捜査にも重大な影響を与えることは明らかである。よって、犯罪捜査に支障を及ぼすという実施機関の一次的な判断には合理性がある。

しかし、支払精算の宛名に記載されている捜査第一課長の職名、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の印影については、警部以上の職員の印影等であり、捜査員でない

捜査第一課の課長及び次席の印である。これらを開示したからといって犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。よって実施機関の判断は合理性があるとは認められず、開示すべきである。

⑤ 捜査費交付書兼支払精算書

(本件公文書③及び本件公文書⑥)

捜査費交付書兼支払精算書には、捜査諸雑費の中間交付者である捜査員から個別の捜査員に交付する時点で、交付を受ける捜査員の官職・氏名、交付年月日、交付額が記載されるとともに、これを精算する時点で、捜査諸雑費の実際の支払額、返納額、確認印が記載押印されている。また、精算年月日、支払精算の宛名、中間交付者である捜査員の官職・氏名及び印影、概算で中間交付者が受領した年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額が記載されている。支払精算の内容については、取扱者及び補助者の確認印並びに現金出納簿登記者の押印がなされている。

実施機関の説明によると、捜査諸雑費は、月初めに中間交付者を通じて各捜査員に概算額を交付し、執行頻度が高く少額のもの（1件当たり概ね3千円以下）を捜査員の判断で執行させ、月末に精算させているものである。

捜査諸雑費の交付を受ける捜査員の官職・氏名、交付年月日、交付額及びその合計額、捜査諸雑費の捜査員ごとの支払額及びその合計額、返納額及びその合計額、確認印、精算年月日、中間交付者である捜査員の官職・氏名及び印影、概算で中間交付者が受領した年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額については、個別の支出内容を明らかにしているものではない。しかし、これらが明らかになった場合、犯罪実行組織であれば捜査班等の組織が担当する事件を特定できる場合があり、また連携して捜査に当たっている警察署の捜査に関する情報や、犯罪実行者のみが知り得る情報と照合することによって、特定事件の捜査の進展状況が察知され、その

結果、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがある。よって、犯罪捜査に支障を及ぼすという実施機関の一次的な判断には合理性がある。

しかし、支払精算の宛名に記載されている捜査第一課長の職氏名や取扱者及び補助者の確認印並びに現金出納簿登記者の印影については、警部以上で捜査員ではない職員の印影等であり、これらを開示すると犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は合理性があるとは認められず、開示すべきである。

⑥ 支払伝票（本件公文書③及び本件公文書⑥）

支払伝票には、捜査諸雑費の個別の支払年月日、金額、支払先、支払事由が記録されている。

これらはいずれも個別の捜査活動に関する情報であり、これらを開示すると、捜査の時期、協力者と接触した月日、捜査体制等を推測することが可能であり、捜査の進展状況等の動向が推察されることから、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある。よって実施機関の判断には合理性がある。

⑦ 添付書類である領収書（本件公文書③及び本件公文書⑥）

領収書には、領収年月日、受領金額、受領者の住所、氏名及び印影が記録されている。

これらの内容は、個別の捜査活動に関する情報であるとともに捜査協力者を特定する情報を含むものである。暴力団や窃盗団、暴走族等の組織的な犯罪であれば特に、たとえそうでなくても強盗や殺人等の重大犯罪の場合など、警察に対する情報提供等の捜査協力には大きな危険を伴うものであるため、捜査協力者の秘密は最大限に守られなければならないものである。仮にこの秘密が守られなかった場合には、捜査協力者の保護に欠けるのみならず、当該事件及び以後に発生する案件の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できる。よって、犯罪捜査に支障を及ぼすという実施機関の一

次の判断には極めて合理的な理由がある。

⑧ 返納通知書兼領収証書（本件公文書⑥）

返納通知書兼領収証書には、氏名、納入期限、月ごとの返納金額、返納事由、調定年月日、領収日付印、収支等命令者名が記載されている。

このうち、「氏名」欄に記載された氏名は、捜査員でない捜査第一課の課長名であり、収支等命令者名に記載された氏名にも捜査員でない会計課長名（職名のみ）であることから、これらを開示したからといって犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。よって実施機関の判断は合理性があるとは認められず開示すべきである。

納入期限、月ごとの返納金額、返納事由、調定年月日、領収日付印に記載された情報については、捜査第一課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、実施機関が主張するようにこれらの開示をもって直ちに捜査の進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じ、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。よって実施機関の判断は合理性があるとは認められず開示すべきである。

（４）条例第６条第２号該当性

条例第６条第２号本文では、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものについては開示しないこととしているところであり、本件公文書③及び本件公文書⑥の添付書類に記載されている捜査協力者等の住所及び氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、同号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は合理性がある。

また、条例第６条第２号ニでは、佐賀県公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員に関する情報が当該警察職員の職務遂行情報であっても開示しないこととしているが、本件公文書①及び本件公文書

④の現金出納簿、本件公文書③及び本件公文書⑥の捜査費支出伺、支払精算書及び捜査費交付書兼支払精算書に記載されている捜査員の氏名は、警部補以下の警察職員である場合が認められた。よって、同号に該当するとして警部補以下の警察職員の氏名を非開示とした実施機関の判断には合理性がある。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

当審査会の審査経過は、別表のとおりである。

(別表)

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 1月 8日	実施機関からの諮問書を受理
平成16年 2月 9日	実施機関からの理由説明書を受理
平成16年 3月24日	審査請求人からの意見書を受理
平成16年 4月 7日 (平成16年度第1回審査会)	審 議
平成16年 5月21日 (平成16年度第3回審査会)	審 議
平成16年 8月 4日 (平成16年度第4回審査会)	審 議
平成16年11月18日 (平成16年度第6回審査会)	審 議
平成17年 1月21日 (平成16年度第7回審査会)	審 議
平成17年 2月21日 (平成16年度第8回審査会)	審 議
平成17年 3月17日 (平成16年度第9回審査会)	審 議
平成17年 5月26日 (平成17年度第1回審査会)	審 議
平成17年 6月 9日 (平成17年度第2回審査会)	審 議

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	
江崎 アヤコ	税理士事務所長	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会理事	
山口 茂樹	弁 護 士	

(答申日現在)